

5. 高齢者介護における東日本大震災への対応について

1 東日本大震災関係 介護保険制度において講じた措置

別紙参照。

2 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

別紙参照

3 仮設住宅へのサポート体制について

別紙参照

4 東日本大震災被災地における平成 24 年 3 月以降の利用者負担減免等について

- (1) 東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等に係る対応
警戒区域に居住していた者等については、その置かれている状況に鑑み、利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援を最長 1 年間継続することとする。

具体的な対象者は以下のとおり。

- ① 警戒区域に住所を有する者
- ② 計画的避難区域に住所を有する者
- ③ 緊急時避難準備区域であった区域に住所を有する者
- ④ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者
- ⑤ 上記に準ずる者として、「東日本大震災により被災した介護保険の被災者に対する利用料の免除等の運用について」（平成 23 年 5 月 16 日付け老介発 0516 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）第 1 の 1（2）に該当する者

(2) その他の地域に係る対応

(1) 以外の被災者の介護保険料の減免に対する財政支援についても、平成 24 年 3 月分まで延長する。加えて、特に被害の大きい自治体が行う被災者への利用者負担や介護保険料の減免に対しても、特別調整交付金を活用して、平成 24 年 9 月分まで財政支援を行うこととしている。

※1 詳細な取扱いについては追ってご連絡する。

※2 食費・居住費の減免措置に対する財政支援は、仮設住宅の整備状況等を踏まえ、上記の地域のいかんに関わらず、最長平成 24 年 2 月 29 日までとする。

東日本大震災関係 介護保険制度において講じた措置

震災当初に講じた主な措置

- 被保険者証なしでも、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、介護保険サービスを利用することが可能。 ※7月1日からは被保険者証の提示が原則必要
- 介護保険施設等において定員超過のサービス提供が可能（介護報酬の減額を行わない。人員基準等の違反としない。）

介護職員の派遣、避難者の受け入れ等

- 全国から被災地に対し、介護職員を1,392人派遣。
- 被災地以外の介護保険施設等において約3,350人の受け入れ。
うち、福島第一原発事故に伴う避難者の施設への受入 約1,500人

予算措置

- 被災した介護施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引き上げ(特別立法)【563億円】
 - 1/2 → 2/3 （認知症グループホーム等）
※特養、養護老人ホームについては激甚災害法に基づく財政援助を実施
 - 1/3 → 1/2 （介護老人保健施設等）
- 仮設の特別養護老人ホーム等の設置に対する国庫補助
 - ※設置基準として①平屋建ての準耐火建築物であること②人員配置基準・居室面積基準を守ること等の要件あり
- 仮設住宅において総合的な相談支援拠点等の機能を有するサポート拠点の設置推進
 - ※1次補正及び3次補正で「地域支え合い体制づくり事業」を積み増し）
- 被災地での地域包括ケア基盤の整備推進 ※3次補正で「介護基盤復興まちづくり整備事業」を措置
- 被災地での医療・介護確保のための特例（復興特区省令を平成23年12月26に公布・施行）
 - ※被災地の医師不足に対応し、医療資源の効率的活用のために介護施設等の医師配置規制等を弾力化

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第三次補正予算
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（相談・配食等の生活支援）の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先**： 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業 ※）
⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長
※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正（被災者支援）70億円
- **対象地域**： 特定被災地方公共団体を有する道県
- **事業内容**

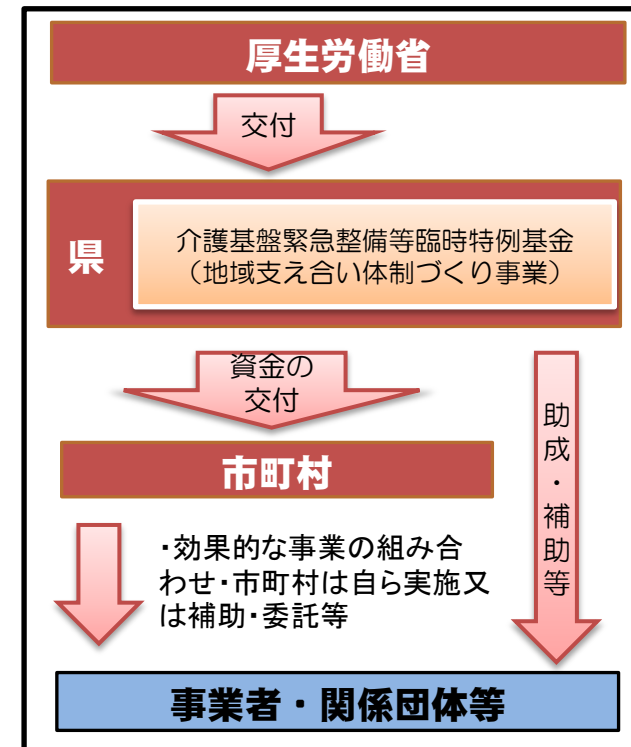
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

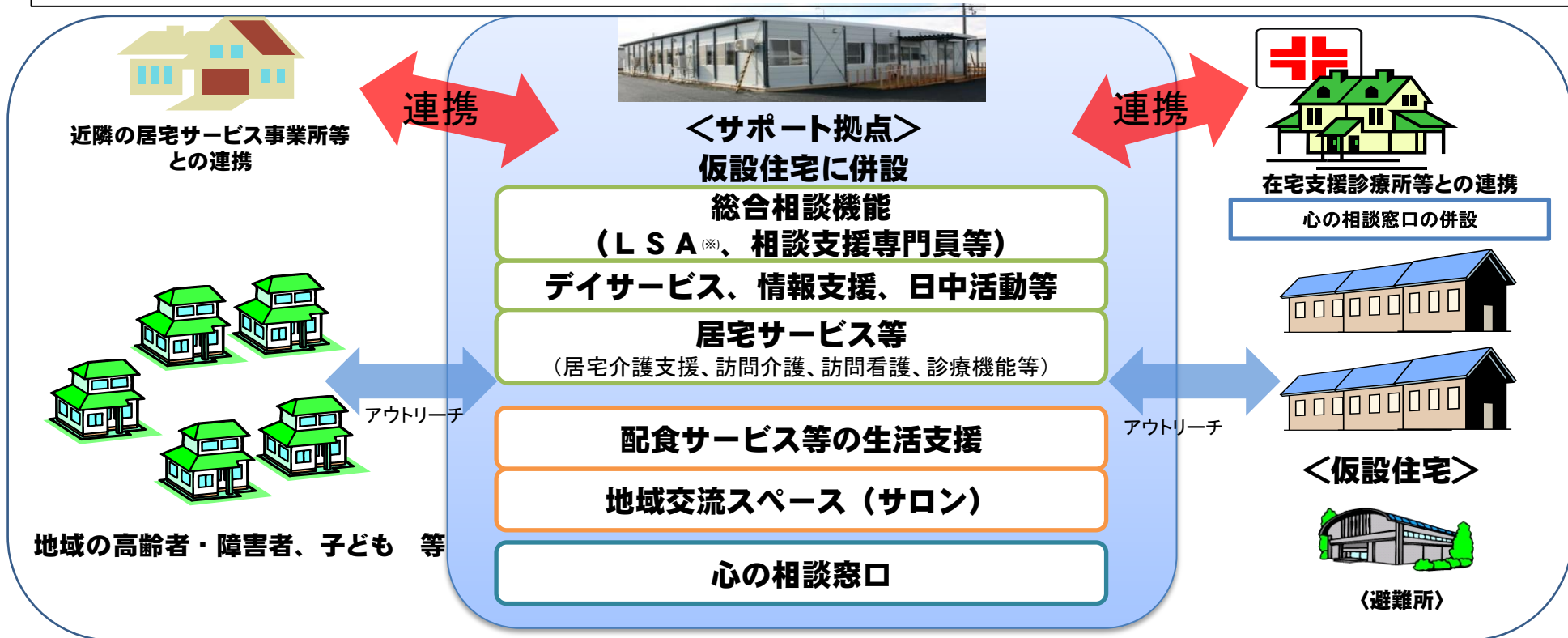
・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域（日常生活圏）で必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケア）の実現・再構築に資するため、高齢者等のニーズ調査や地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ



仮設住宅へのサポート体制について

- ・被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進。
- ・平成23年度第一次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、地域支え合い体制づくり事業(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に70億円を計上。
→ 平成23年6月24日に、被災県に対して全額交付済。
- ・平成23年度第三次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、地域支え合い体制づくり事業(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に90億円を計上。
- ・介護等のサポート拠点の取組状況は、被災3県で合計101ヶ所が設置される予定。(12月7日現在)
(内訳)岩手県26か所、宮城県50か所、福島県25か所



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者